

# 酒類の公正な取引のルールの見直しを進めています

～ 酒類業者のみなさまへ ～

令和4年3月

国 税 庁

国税庁では、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的として、平成29年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」（国税庁告示）（以下「取引基準」といいます。）を定め、酒類の公正な取引環境の整備を確保するため、酒類の取引状況等実態調査を実施し、ルールに則していない取引等が認められた場合には改善に向けた指導等を行うなど適切に対処しています。

当取引基準は、法律でおおむね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされており。

取引基準施行後5年を迎える本年3月に向け、国税庁では、取引基準施行後4年間で実施した564件の調査（指示：26件、嚴重指導：63件）で把握された主な問題点等を踏まえて、改正に向けた検討を進めております。

今般の見直しに係る情報（詳細等）は、国税庁ホームページに専用ページを設け、公表してまいりますので、必ずご確認ください。

## 国税庁ホームページ（専用ページ）

### 《掲載予定情報》

- ・ 国税審議会（酒類分科会）における審議状況
- ・ パブリックコメント関係資料
- ・ 改正の概要に係る資料（4月以降掲載予定）
- ・ Q&A（4月以降掲載予定）など

### 《国税庁ホームページ掲載場所》

ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>酒類の公正取引>酒類の公正な取引に関するルールの改正について

URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/mokuji.htm>

（右のQRコードからもアクセスできます。）⇒

（注）QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### 《公正な取引の基準》

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

- （1） 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
- （2） 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

上記（1）の価格要件、（2）の影響要件の双方の要件に該当する行為を行っている場合は、指示、公表、命令、罰則の対象となり、罰則を受けた場合、酒類に係る免許の取消要件に該当します。

今般の見直しでは、（1）の価格要件について裏面のとおり見直しを進めています。

# 見直しの方向性

## 1 4年間の調査で把握された問題点等

### (1) リベート関係

仕入原価は、仕入価格から酒類の仕入れに係る値引きの額（以下「仕入値引」といいます。）を控除して算出しますが、仕入値引となるリベートは、現行の取引基準上、以下の3要件（㉠）を満たすものに限られています。

- リベートに関する基準が明確に定められていること
- 当該基準が取引の相手方に事前に示されていること
- 対象酒類の仕入れと密接に関連するリベートであること

㉠

調査では、この要件を満たしていないリベートを仕入値引として仕入原価の算定をしている事例がありました。

### (2) 販売費及び一般販管費の配賦方法

酒類業者が酒類事業とそれ以外の事業を併せて行っている場合で、これらの事業に共通する費用がある場合は、各事業の売上高比、仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比などの「酒類業者が選択した合理的な配賦方法」を用いて、当該費用を配賦するとされています。

調査では、経験則のみに基づいた安易で具体的根拠のない配賦をしている事例や事業の実態に即していない恣意的な配賦をしている事例が多くありました。

## 2 見直しの方向性

上記の調査で把握された問題点等を踏まえ、次の2点を見直す方向で検討を進めております。

### (1) 仕入値引となるリベートの明確化

上記㉠の3要件に

- リベートの支払者において販売価格の算出上、控除した値引の額である旨が書面等により取引の相手方に伝達されていること を追加

### (2) 酒類事業と他の事業を併せて行っている場合の共通費用の配賦方法の明確化

- ① 「酒類業者が選択した合理的な配賦方法」は、その算出根拠が明らかにされている場合に限ること
- ② 合理的な配賦方法と認められない場合は、売上高比により配賦すること を明示

≪国税庁ホームページ掲載場所≫

ホーム> 税の情報・手続・用紙> お酒に関する情報> 酒類の公正取引> 酒類の公正な取引に関するルール改正について

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/mokuji.htm>

